



八千代町水道事業水質検査結果(令和8年8月実施分)

【全項目】

区分	項 目		基準値 (mg/L)	検 査 結 果	説 明
病原生物の指標	1	一般雑菌	100 個以下	0	水の一般的洗浄度を示す指標です。これが著しく増加した場合にはし尿、下水、排水等による病原生物に汚染されている疑いがあります。一般的には、塩素消毒によりほとんどの菌が死滅します。
	2	大腸菌	検出されないこと	検 出 されず	水系感染症の主な病原菌は人や動物の糞便に由来しており、大腸菌が検出された場合には、病原生物に汚染されている疑いがあります。一般的には、塩素消毒によりほとんどの菌が死滅します。
無機物質・重金属	3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003 未満	蓄積性の有害物質で、長期的にわたり摂取すると腎機能障害や骨障害をもたらします。イタイイタイ病の原因物質として知られていますが、自然界には広く分布しています。基準値を超えて検出された場合には、鉱山、工場排水が混入したおそれがあります。
	4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005 未満	急性中毒の場合は口内炎、下痢、腎障害、慢性中毒では貧血、白血球減少、手足の知覚喪失の症状となります。水俣病は、有機水銀であるメチル水銀が原因で発生したことが知られています。自然水中ではほとんど検出されません。基準値を超えて検出された場合には、工場排水が混入したおそれがあります。
	5	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満	金属セレンは毒性が少ないが、化合物には猛毒のものが多く、粘膜に刺激を与え、胃腸障害、肺炎などの症状を起こします。基準値を超えて検出された場合には、鉱山、工場排水が混入したおそれがあります。
	6	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満	神経系の障害や貧血、頭痛、食欲不振などの中毒症状を起こすことが知られています。昔から水道管に使用されていましたが、最近では溶出が問題となり、H15.4.1 から基準値が強化されました。
	7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満	蓄積性があり、感覚異常や皮膚の角化、末梢性神経症などを起こします。ヒ素による健康障害は、西日本一帯で起きた森永ヒ素ミルク中毒事件が知られています。基準値を超えて検出された場合には、農薬、殺虫剤、医薬品、除草剤が混入したおそれがあります。
	8	六価クロム化合物	0.02 以下	0.002 未満	六価のクロムは毒性が強く、多量に摂取した場合は、嘔吐、下痢、尿毒症などの症状を起こします。基準値を超えて検出された場合には、鉱山、工場排水が混入したおそれがあります。
	9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.004 未満	窒素肥料や腐植、家庭排水などに含まれる窒素化合物が化学的、微生物学的に酸化、還元を受けて生成する。亜硝酸態窒素は、塩素処理することで容易に硝酸態窒素に酸化される。
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001 未満	強い毒性があり、口から摂取すると粘膜から急速に吸収され、頭痛、吐き気、けいれん等を起こします。シアン化カリウムは青酸カリとして知られています。自然水中ではほとんど検出されません。基準値を超えて検出された場合には、工場排水が混入したおそれがあります。
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	0.10	窒素肥料、腐敗した動植物、生活排水などに含まれる窒素化合物が水や土の中で変化してこの物質となります。高濃度に含まれると幼児にメヘモグロビン血症(チアノーゼ症)を起こすことがあります。基準値は2つの合計値です。
	12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.14	温泉地帯の地下水や河川水に多く含まれることがあります。適量摂取は虫歯の予防効果があるとされていますが、高濃度に含まれると斑状歯の原因となります。
	13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.1 未満	中毒症状は、下痢、嘔吐などを起こします。この化合物で、なじみのあるものにホウ酸があります。ホウ酸は刺激が少なく温和な消毒剤として使用されてきましたが、傷のある皮膚や粘膜などから速やかに吸収され、中毒症状を引き起こします。現在では、目の洗浄や消毒のみに使用されています。基準値を超えて検出された場合には、工場排水が混入したおそれがあります。

区分	項 目		基準値 (mg/L)	検 査 結 果	説 明
一 般 有 機 化 学 物 質	14	四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満	化学合成原料、溶剤、金属の脱脂材、塗料、ドライクリーニング等 に使用され、地下水を汚染する物質で、発ガン性があることが知られてい ます。
	15	1,4-ジオキサン	0.05 以下	0.005 未満	
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.001 未満	
	17	ジクロロメタン	0.02 以下	0.001 未満	
	18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満	
	19	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満	
	20	PFOS 及 び PFOA	0.00005 以下	0.00005 以下	
	21	ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満	
消 毒 副 生 成 物	22	塩素酸	0.6 以下	0.19	原水中の一部の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成される副生成物です。なかでもクロロホルム、ジブロモクロロメタン、 プロモジクロロメタン、プロモホルムはトリハロメタンと呼ばれ、発ガン性があることが知られてい ます。
	23	クロロ酢酸	0.02 以下	0.002 未満	
	24	クロロホルム	0.06 以下	0.017	
	25	ジクロロ酢酸	0.03 以下	0.006	
	26	ジブロモクロロメタン	0.1 以下	0.008	
	27	臭素酸	0.01 以下	0.001 未満	
	28	総トリハロメタン	0.1 以下	0.038	
	29	トリクロロ酢酸	0.03 以下	0.010	
	30	ブロモジクロロメタン	0.03 以下	0.011	
	31	ブロモホルム	0.09 以下	0.002	
	32	ホルムアルデヒド	0.08 以下	0.008 未満	

区分	項目		基準値 (mg/L)	検査 結果	説 明
色・ 味	33	亜鉛及び その化合物	1.0 以下	0.010	水道管の亜鉛メッキ鋼管から溶け出すことがあります。高濃度に含まれると白く濁ります。基準値を超えて検出された場合には、他に鉱山、工場排水が混入したおそれがあります。
	34	アルミニウム 及びその化合物	0.2 以下	0.08	原水の処理過程で使用する凝集剤に含まれています。高濃度に含まれると白く濁る原因となります。自然界には土壌、水、動植物などに化合物の形で含まれています。浄水場ではポリ塩化アルミニウムが凝集剤に使用されています。
	35	鉄及び その化合物	0.3 以下	0.03 未満	水道管の鉄管から溶け出すことがあります。高濃度に含まれると異臭味や赤水となり、洗濯物を着色する原因となります。
	36	銅及び その化合物	1.0 以下	0.01 未満	給水装置などに使用される銅管などから溶け出すことがあります。高濃度に含まれると洗濯物や水道施設を着色する原因となります。
	37	ナトリウム 及 びその化合物	200 以下	23.0	過剰に摂取すると高血圧症等が懸念されます。基準値を超えると水の味に影響するようになります。自然界に広く分布しており、水道では次亜塩素酸ナトリウムによる消毒処理に使用されています。
	38	マンガン 及び その化合物	0.05 以下	0.003	管の壁に付着し、はく離して流出すると黒い水の原因となります。基準値を超えると黒く濁る原因や洗濯物を着色する原因となります。主に地質に起因。河川では低層水の溶存酸素が少なくなると低質から溶出してくることもあります。
	39	塩化物イオン	200 以下	29.0	基準値を超えると塩味を感じるようになります。また、金属を腐食させる原因となります。自然水中に含まれていますが、多くは地質に由来します。水道水中の塩素イオンは凝集剤、消毒剤使用によって増加します。
	40	カルシウム・ マグネシウム 等(硬度)	300 以下	60	硬度とは、カルシウムとマグネシウムの合計量で、硬度が高いと石鹸の泡立ちが悪くなり、また、胃腸を害して下痢を起こす場合があります。味は、硬度が高いと口に残るような味がし、低すぎると淡泊でコクのない味がします。
	41	蒸発残留物	500 以下	171	水をそのまま蒸発させたときに残る物質の総量で、その成分は主にカルシウム、マグネシウム、ナトリウムなど無機塩類や有機物です。残留物が多いと苦味や渋い味となり、適度に含まれるとまろやかな味になります。
発泡	42	陰イオン 界面活性剤	0.2 以下	0.02 未満	生活排水や工場排水などの混入に由来し、高濃度に含まれると泡立ちの原因となります。
臭 気	43	ジェオスミン	0.00001 以下	0.000001 未満	異臭味の原因物質で、藻の仲間により作られカビ臭を発生させます。ダムの水など停滞水を水源とする水に発生しやすい。
	44	2-メチルイソボル ネオール	0.00001 以下	0.000001 未満	異臭味の原因物質で、藻の仲間により作られカビ臭を発生させます。ダムの水など停滞水を水源とする水に発生しやすい。
発泡	45	非イオン 界面活性剤	0.02 以下	0.002 未満	生活排水や工場排水などの混入に由来し、高濃度に含まれると泡立ちの原因となります。自然環境中には存在せず、微生物が生分解することは困難です。石鹸、洗剤、可溶化剤などに使用されています。
臭 気	46	フェノール類	0.005 以下	0.0005 未満	この物質が含まれる原水を塩素処理すると、クロロフェノールが生成され水に異臭味を与えるようになります。自然水中には含まれません。基準値を超えて検出された場合には、工場排水、防錆、防腐剤が混入したおそれがあります。
味	47	有機物(全有 機炭素(TOC) の量)	3 以下	0.9	水中に存在する有機物中の炭素を有機炭素または全有機炭素(TOC)といい、水中の有機物濃度を推定する指標として用いられます。基準値を超えて検出された場合には、下水、し尿、汚水等を多く含む水の混入、汚染プランクトン類の繁殖の疑いがあります。

区分	項 目		基準値 (mg/ℓ)	検 査 結 果	説 明
基礎的 形状	48	pH 値	5.8～8.6	7.5	水の酸性やアルカリ性の程度を表す指標で、7が中性。7より小さいほど酸性が強く、7より大きいほどアルカリ性が強くなります。地下水には二酸化炭素が多く含まれているので微酸性のことが多く、配管やポンプが錆びやすい。
	49	味	異 常 で ないこと	異常なし	水の味は、地質、化学薬品などの混入や藻類等微生物の繁殖によるものの他、配管の腐食などに起因することがあります。
	50	臭気	異 常 で ないこと	異常なし	水の臭気は、藻類等や放線菌等によるカビ臭、フェノールなどの有機化合物が原因です。水の塩素処理によるカルキ臭、水道管の内面塗装剤に由来することもあります。
	51	色度	5 度以下	0.5 度	水の色の程度を数値で示すもの。色の原因は、主にフミン質と呼ばれる植物等が微生物により分解された有機高分子化合物や鉄やマンガン等金属類です。赤水は鉄、黒水はマンガン、青水は銅が原因です。
	52	濁度	2 度以下	0.1 度 未 満	水の濁りの程度を数値で示すもの。濁りの原因は、主に管内のサビや堆積物が流出した微粒子で、粘土性物質、鉄さび、有機物質などです。給水栓水の濁りは配・給水施設や管の異常を示します。